

宮古島市工事請負等指名競争入札心得

平成25年 3 月 29 日

訓令第 7 号

(目的)

第 1 条 宮古島市の契約に係る指名競争入札を行う場合における入札等の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及び宮古島市契約規則（平成22年宮古島市規則第 4 号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

第 2 条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という）は、入札書（規則第 12 条関係様式第 3 号）を 1 件ごとに記名押印し入札用封筒に入れ、指定した日時及び場所において所定の入札箱に投函しなければならない。

3 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札は、これを認めない。ただし、他の入札者が初回の投函を終えていない間は、この限りではない。

4 郵送による入札は、原則として、これを認めない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（規則第 12 条関係様式第 4 号）を持参させなければならない。

6 入札参加者は、令 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を入札代理人にすることはできない。

7 入札者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

8 入札者は、入札書を投函した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

9 入札者が、当該入札執行中に入札室を退室したときは、再入札を認めない。ただし、執行人が認めたときは、この限りではない。

10 入札者が、当該入札執行中に携帯電話を使用することを認めない。

(入札の辞退)

第3条 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（宮古島市建設工事等入札執行事務処理要領（平成24年宮古島市訓令第15号）様式第2号）を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあつては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札を執行する前に入札しようとする者が一人となった場合、又は次条の規定により、有効の入札者が一人となった場合は、当該入札を執行しない。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 参加資格のない者のした入札

(2) 同一人がした2以上の入札

- (3) 入札者が連合していた入札
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札
(再度入札)

第7条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合の入札は、3回を限度とする。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者については、再度の入札への参加を認めない。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する入札をした者（同条第4号から第6号に該当する場合を除く）
- (2) 最低価格未満の価格をもって入札した者（全者が最低制限価格未満の価格をもって入札した場合はこの限りでない。）

3 宮古島市公共工事予定価格の事前公表に関する要綱（平成17年宮古島市告示第184号）の規定により、予定価格が公表された入札については、再度入札は行わない。

（落札者の決定）

第8条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札をした他の者のうち、最低の価格を持って入札をした者を落札者とする。

（同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があると

きは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第10条 落札者は、落札決定後速やかに次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- (1) 契約保証金の納付（現金）
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（国債等）
- (3) 銀行等又は保証事業会社（公共事業の前払い保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（保証証書）
- (4) 公共工事履行保証証券による保証（保証証券）
- (5) 履行保証保険契約の締結（保険証券）

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上でなければならない。

(契約書の提出)

第11条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者に書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(異議の申し立て)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(電子入札システムによる入札)

第13条 電子入札システムによる入札の場合は、宮古島市電子入札運用基準に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。